

# やまがた出会いサポートセンター設立総会

## 次 第

日時 平成27年3月30日(月) 13時30分から

場所 山形グランドホテル 3階 白鳥の間

### 1 開 会

### 2 協定及び規約の承認

### 3 会長挨拶

### 4 議 事

(1) 役員を選任について

(2) 平成27年度事業計画について

(3) 平成27年度収支予算について

### 5 閉 会

#### <配付資料>

資料1 やまがた出会いサポートセンターに関する協定書

資料2 やまがた出会いサポートセンター規約(案)

資料3 やまがた出会いサポートセンター役員選任(案)

資料4 やまがた出会いサポートセンター平成27年度事業計画(案)

資料5 やまがた出会いサポートセンター平成27年度収支予算(案)

## やまがた出会いサポートセンターに関する協定書

山形県及び別表に掲げる団体（以下「構成団体」という。）は、少子化等に伴う人口減少に歯止めをかけるため、全县一体となって結婚支援の一層の充実・強化を図ることについて、次のとおり「やまがた出会いサポートセンターに関する協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、山形県及び構成団体が共同して行う「やまがた出会いサポートセンター」（以下「サポートセンター」という。）の設立及び運営が円滑に行われることを目的とする。

## （設立）

第2条 サポートセンターの設立は、平成27年4月1日とする。

## （組織等）

第3条 サポートセンターに山形県及び構成団体が推薦した者からなる運営委員会を設置し、本協定の運営に関する事項を処理する。

2 本協定に規定するもののほか、サポートセンターの組織及び運営に関し必要な事項は、規約において定める。

## （運営費用）

第4条 山形県及び構成団体は、予算の範囲内で、サポートセンターの運営に要する費用の一部を負担するものとする。

## （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに構成団体から山形県に対して書面による申出がない場合は、更に1年更新し、その後も同様とする。

2 構成団体の一部が脱退した場合であっても、本協定は有効なものとする。

## （新規加入）

第6条 サポートセンターに構成団体として新たに加入を希望する団体等がある場合は、当該加入について運営委員会の承認に基づき、山形県が構成団体を代表して協定を締結する。

(補則)

第7条 本協定に関する疑義及び本協定に定めのない事項については、山形県及び構成団体の協議により決定する。

(協定の成立)

第8条 本協定の成立は、構成団体の同意書をもって証する。

別表 (構成団体)

山形市	最上町
米沢市	舟形町
鶴岡市	真室川町
酒田市	大蔵村
新庄市	鮭川村
寒河江市	戸沢村
上山市	高島町
村山市	川西町
長井市	小国町
天童市	白鷹町
東根市	飯豊町
尾花沢市	三川町
南陽市	庄内町
山辺町	遊佐町
中山町	
河北町	山形県商工会議所連合会
西川町	山形県商工会連合会
朝日町	山形県中小企業団体中央会
大江町	一般社団法人山形県労働者福祉協議会
大石田町	社会福祉法人山形県社会福祉協議会
金山町	山形県農業協同組合中央会

## やまがた出会いサポートセンター規約（案）

## 第1章 総則

## （名称）

第1条 この団体は、やまがた出会いサポートセンター（以下「サポートセンター」という。）と称する。

## （目的）

第2条 サポートセンターは、山形県及び構成団体（「やまがた出会いサポートセンターに関する協定」別表に掲げる団体をいう。以下同じ。）が共同して、少子化等に伴う人口減少に歯止めをかけるため、全県一体となって結婚支援の一層の充実・強化を行うことを目的とする。

## （事業）

第3条 サポートセンターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）1対1のお見合い支援サービス
- （2）出会いイベントの情報発信
- （3）結婚・子育てポジティブキャンペーン
- （4）多様な出会いの機会の創出・後押し
- （5）その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 組織

## （構成）

第4条 サポートセンターは、山形県及び構成団体をもって構成する。

## （役員）

第5条 サポートセンターに次の役員を置く。

- （1）会長
- （2）副会長
- （3）監事

2 会長は、山形県知事をもって充てる。

3 副会長及び監事は、総会において選任する。

## （役員の仕事）

第6条 会長は、サポートセンターを代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、サポートセンターの業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長に意見を提出することができる。

## （役員の仕事）

第7条 役員の仕事は、2年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(運営委員会の設置)

第8条 サポートセンターの運営に関する事項を処理するため、サポートセンターに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、委員長並びに山形県及び構成団体が推薦した運営委員をもって組織する。
- 3 委員長は、山形県子育て推進部長をもって充てる。
- 4 委員長は、運営委員会の会務を総理する。
- 5 前条の規定は、運営委員の任期について準用する。

第3章 会議

(会議)

第9条 サポートセンターの会議は、総会及び運営委員会とする。

(総会)

第10条 総会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 総会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 規約の制定及び改廃に関する事
  - (2) 事業計画に関する事
  - (3) 予算及び決算に関する事
  - (4) その他会長が必要と認める事項に関する事
- 3 総会は、構成団体の代表者の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 構成団体の代表者は、総会に出席できないときは、代理人を総会に出席させることができる。この場合、当該代理人には、構成団体の代表者と同一の権限を付与するものとする。
- 5 総会の議事は、出席した構成団体の代表者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 総会に付議すべき事項に関する事
  - (2) 事業の執行に関する事
  - (3) 構成団体への加入に関する事
  - (4) その他委員長が必要と認める事項に関する事
- 3 前条第3項から第5項までの規定は、運営委員会について準用する。この場合において、「総会」とあるのは「運営委員会」と、「構成団体の代表者」とあるのは「運営委員」と、それぞれ読み替えるものとする。

第4章 事務局

(事務局)

第12条 サポートセンターの事務を処理するため、サポートセンターに事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第5章 経費及び会計

(経費)

第13条 サポートセンターの経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画、予算及び決算)

第14条 サポートセンターの事業計画及び収支予算は、総会の決議により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第15条 サポートセンターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 補則

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、サポートセンターの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

やまがた出会いサポートセンター役員選任（案）

下記のとおり副会長を選任する

山形市長 市川 昭男 （山形県市長会会長）

山辺町長 遠藤 直幸 （山形県町村会会長）

下記のとおり監事を選任する

山形県商工会議所連合会会長 清野 伸昭

一般社団法人山形県労働者福祉協議会理事長 大泉 敏男

## やまがた出会いサポートセンター平成27年度事業計画（案）

## 1 実施方針

- 1対1のお見合い支援サービスの利用拡大を図るとともに、企業等が連携した独身者の交流機会の創出や後押し、さらには県外の独身者との出会いの機会づくりを促進するなど、全県一体となった様々な結婚支援を展開する。
- 若者の結婚観や家庭観の醸成を図るため、各種メディアを効果的に活用し、結婚や子育てに対するプラスイメージや地元で子育てすることの良さなどを情報発信するポジティブキャンペーンを展開する。

## （成果目標）

- やまがた出会いサポートセンターの会員登録数 1,800名
- 1対1のお見合い支援サービスのお見合い組数 420組/年
- 1対1のお見合い支援サービスによる成婚組数 30組/年

## 2 事業計画

## (1) 出会い支援サービス事業

- ・ 1対1のお見合い支援サービス事業 (会員募集活動を強化)
- ・ 出会いイベントの情報発信事業 (多様な結婚支援活動と連携)

## (2) 結婚・子育てポジティブキャンペーン事業

- ・ テレビ番組、ラジオ番組、新聞、情報誌等による情報発信と効果検証

## (3) 県外独身者向け山形の魅力情報発信事業

- ・ 県外タウン情報誌による県外独身者への情報発信

## (4) 企業間交流支援事業

- ・ 企業に勤務する独身者へのPRと企業間交流イベントの企画等

## (5) その他

- ・ 出会いを応援する企業・団体、個人の新たな登録制度の検討・推進等
- ・ 構成団体のアイデアを活かし、全県に効果が及ぶ結婚支援活動を検討



## やまがた出会いサポートセンター平成27年度収支予算(案)

## 【収入の部】

単位：円

科 目		予 算 額
負 担 金	山形県負担金	54,406,000
	市町村等負担金	2,298,000
	負担金 計	56,704,000
合 計		56,704,000

## 【支出の部】

単位：円

科 目		予 算 額
事 業 費	出会い支援サービス事業費	38,128,000
	結婚・子育てポジティブキャンペーン事業費	6,626,000
	県外独身者向け山形の魅力情報発信事業費	885,000
	企業間交流支援事業費	1,324,000
	事業推進費	6,928,000
	事業費 計	53,891,000
管 理 費		2,813,000
合 計		56,704,000

平成27年3月26日  
子育て推進部子育て支援課

報道関係者各位

### 「やまがた出会いサポートセンター設立総会」の開催について

このたび、標記総会を下記のとおり開催いたしますので、お知らせいたします。

本県では、結婚支援の充実・強化を少子化対策の重要な柱と位置付け、施策に取り組んできていますが、依然として人口減少が続く状況にあり、少子化の進行に歯止めをかけるためには、結婚を望む県民に対する出会いの機会拡大に向けた支援体制の一層の強化が必要です。このため、県民総ぐるみによる、結婚支援の新たな体制として「やまがた出会いサポートセンター」（任意団体）を設立するものです。

構成団体 山形県、県内市町村、山形県商工会議所連合会、山形県商工会連合会、山形県中小企業団体中央会、一般社団法人山形県労働者福祉協議会、社会福祉法人山形県社会福祉協議会、山形県農業協同組合中央会

#### 記

- 1 日 時 平成27年3月30日（月） 午後1時30分～午後2時
- 2 場 所 山形グランドホテル 3階 白鳥の間
- 3 議 事
  - ・協定及び規約の承認、役員を選任
  - ・平成27年度事業計画及び収支予算
- 4 出席者 知事、構成団体関係者 約50名
- 5 その他 当日は会場入口に報道受付を設置します。また、会場内に記者席を用意しますので御利用ください。

問い合わせ先 子育て支援課少子化対策担当 浅沼  
電話：023-630-2117  
報道監 子育て推進部次長 石川  
電話：023-630-2198